

令和6年度「さぬきの夢」うどん技能グランプリ開催要領

1 目 的

本県の特産品である「さぬきうどん」の品質向上を図り、香川県産小麦を使用した「さぬきの夢」うどんの製造技術の向上による製麺業の発展と県内産小麦の利用拡大に資する。

2 名 称

『令和6年度「さぬきの夢」うどん技能グランプリ』と称する。

3 主 催

香川県、本場さぬきうどん協同組合、香川県製粉製麺協同組合、かがわ農産物流通消費推進協議会（事務局は、香川県農政水産部農業生産流通課に置く。）

4 日程及び会場

1) 「ゆでうどん」部門

①地区予選

最寄りの審査会場（県内3か所）に、直接、所定の時間までに出品物を持参すること。

ア 高松会場

日 時：令和6年8月30日（金）出品物受付：15：00～15：30 審査会：15：30～
場 所：香川県庁北館303会議室（高松市番町四丁目1-10）

イ 中讃・西讃会場

日 時：令和6年9月4日（水）出品物受付：15：00～15：30 審査会：15：30～
場 所：香川県農業試験場 会議室（綾歌郡綾川町北1534-1）

ウ 東讃会場

日 時：令和6年9月6日（金）出品物受付：15：00～15：30 審査会：15：30～
場 所：三木町文化交流プラザ 交流会議室3（木田郡三木町大字鹿伏360）

②本 選

日 時：令和6年10月16日（水）
場 所：香川県庁本館12階第3、4会議室（高松市番町四丁目1-10）

2) 「さぬきの夢うどん製品」部門

①予 選

日 時：令和6年9月11日（水） 審査会：13：30～
出品物受付：9月2日（月）までに所定の場所へ郵送
場 所：香川県農業試験場 第1、2会議室（綾歌郡綾川町北1534-1）

②本 選

期 日：令和6年10月18日（金）
場 所：香川県農業試験場 第1、2会議室（綾歌郡綾川町北1534-1）

3) 表彰式

期 日：令和6年12月20日（金）16：00～
場 所：香川県庁本館21階 第1、2特別会議室

5 審査方法

- 1) 「ゆでうどん」部門については、県内3地区において予選を行い、その上位のものによる本選を行う。
- 2) 「さぬきの夢うどん製品」部門については、出品物を事前に集め、出品者の指定した方法で調理する予選を行い、上位のものによる本選を行う。
- 3) 全ての部門・部について、品種判別法により製品管理（定められた「さぬきの夢」の配合率を満たしていることの確認）を行う。
- 4) 審査は別に定める規程により行う。
- 5) 審査員
 - (1) 審査員は、学識経験者等の特別審査員と、県民からの公募による一般審査員で構成する。
 - (2) 審査委員長は、審査員のうちから互選により選任する。

6 表彰

1) 対象

- (1) 「ゆでうどん」部門は、出品物製造者とする。
- (2) 「さぬきの夢うどん製品」部門は、製品とする

2) 賞区分（予定）

審査の結果、優秀なものに次の賞を贈る。

賞 区 分 (予 定)	ゆでうどん 部門	さぬきの夢うどん製品 部門
	受賞点数	受賞点数
農林水産大臣賞	1 点	
農林水産省大臣官房長賞	1 点	1 点
農林水産省中国四国農政局長賞	1 点	
香川県知事賞	2 点	1 点
香川県農政水産部長賞	2 点	1 点
全国製麺協同組合連合会会長賞	1 点 (新人賞)	1 点
全国乾麺協同組合連合会会長賞	—	1 点
四国新聞社賞	1 点	—
西日本放送賞	1 点	—
さぬきうどん研究会会長賞	1 点	—
香川県製粉製麺協同組合理事長賞	1 点	1 点
香川県食品産業協議会会長賞	—	1 点
本場さぬきうどん協同組合理事長賞	2 点	1 点

7 出 品

1) 出品者の資格

香川県内に事業所を有して「さぬきうどん」の製造を行っている者。

2) 部門等（複数部門出品可）

香川県内で製造されたうどんを、次の2部門に分け、うどんの種類ごとに審査する。

(1) 「ゆでうどん」部門（簡易包装を含む。）

- ①「さぬきの夢」の部：「さぬきの夢」を100%使用したもの
- ②「さぬきの夢」ハイブレン드의部：「さぬきの夢」を概ね50%以上配合したもの
- ③「さぬきの夢」ブレンドの部：「さぬきの夢」を概ね30%以上配合したもの

(2) 「さぬきの夢うどん製品」部門

● 「さぬきの夢」を100%使用したもの

- ① 「生うどん製品」の部：常温で10日以上保存可能な切り麺製造のものに限る。半生うどんを含む。
- ② 「乾燥うどん製品」の部：機械製造のものに限る。
- ③ 「冷凍うどん製品」の部

● 「さぬきの夢」を概ね30%以上配合したもの

- ④ 「生うどんブレンド製品」の部：常温で10日以上保存可能な切り麺製造のものに限る。半生うどんを含む。

3) 出品条件

(1) 「ゆでうどん」部門

- ・ 出品は、うどんを製造している店舗単位とする。
出品物は、1店舗につき各部とも、それぞれ1品を出品することができる。
ただし、新人賞の要件対象(製麺経験歴が5年以内)は、別に出品することができる。
- ・ 出品の単位は、予選、本選ともに1玉 200g程度のものを2玉とする。
- ・ でんぷんの使用については、打ち粉のみとする。
- ・ 小麦グルテンの使用は認めない。

(2) 「さぬきの夢うどん製品」部門

- ・ 出品物は、1業者につき、各部の製品1品を出品することができる。ただし、生うどんと半生うどんは別のものとし、それぞれ出品することができる。
- ・ 出品の単位は、予選、本選ともに1袋 200g以上のものを2袋とする。
- ・ 出品物は通常販売または販売予定の製品とし、JAS法等に基づく品質表示基準に即して原材料名を包装材に記載、又は別紙で添付すること。
- ・ でんぷんの使用については、打ち粉のみとする。
- ・ 小麦グルテンの使用は認めない。

4) 出品申込方法

(1) 郵送またはFAXの場合

出品希望者は、別紙の出品申込書により、別に定める日までに所属の団体（本場さぬきうどん協同組合、香川県製粉製麺協同組合）を経由して事務局（香川県農政水産部農業生産流通課）に申し込むこと。上記団体に所属しない場合は、直接、事務局に申し込むこと。

(2) 電子申し込みの場合（電子申請・届出システム）

QRコードを読み取り、香川県電子申請・届出システムにアクセスし、必要事項を記入の上、出品を申し込むこと。

8 その他

- 1) 出品料は徴収しないが、出品物は返還しない。
- 2) 出品者は、本開催要領に基づき応募することとし、特に香川県産小麦「さぬきの夢」の配合割合を遵守すること。
- 3) その他、このグランプリの開催に必要な事項は、香川県と本場さぬきうどん協同組合、香川県製粉製麺協同組合が協議して定める。

令和6年度「さぬきの夢」うどん技能グランプリ審査規程

- 1 審査は、本グランプリの目的を規範とし、香川県産小麦を使用した「さぬきうどん」の品質の良否に重点を置き、かつ商品価値を参酌してこの規程の定めるところにより実施する。
- 2 審査は、公平を期するために審査番号を用いて、審査項目別に判定付点する。
- 3 採点は、別表1の審査配点基準に基づき、審査員の官能審査により行う。
審査得点の合計が同点のときは、審査員長が審査員に諮って決定する。
- 4 選賞は、審査員長が審査員に諮って決定するものとする。
- 5 審査関係者は、審査成績が公表されるまでは、審査員長の許可なく、その内容を発表することはできない。
- 6 出品者は、審査及び審査の決定に異議を申し立てることはできない。
- 7 出品物に関し、開催要領若しくは審査規程に該当しないもの、又は不正の行為があると審査員長が認めたものは、審査から除外し、又は受賞を取り消すことがある。

【審査配点基準】

別表1

項 目	外 観		食 味		計
	色・光沢	形状	コシ	匂い・味	
配 点 数	5	5	10	10	30